

「消毒用アルコール」の安全な取扱い等について

新型コロナウイルスの感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法の危険物に該当する「消毒用アルコール」を使用する機会が増えています。「消毒用アルコール」は、火気により引火しやすく、発生する可燃性蒸気が低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

消毒用アルコールの安全な取扱い方法

- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性のよい場所や換気が行われている場所等で行うこと。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 消毒用のアルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

消防法や火災予防条例の規制数量について

- 消防法の規制を受ける数量
消毒用アルコールを 400L 以上、貯蔵・取扱いする場合
 - 火災予防条例の規制を受ける数量
消毒用アルコールを 80L 以上、400L 未満、貯蔵・取扱いする場合
- ※ これらの数量を貯蔵・取扱いする場合は、事前に『消防局予防課危険物係』又は『所轄消防署予防係』まで御相談下さい。



消防局予防課危険物係	076-280-2069
中央消防署 予防係	076-280-5041
駅西消防署 予防係	076-280-6094
金石消防署 予防係	076-280-7037